令和８年度（２０２６年度）

函館市青少年補導センター

業　務　概　要

［令和７年度実績］

函　館　市

目　　次

Ⅰ　青少年補導センターの概要

１　設置までの経緯　----------　１
２　沿革　----------　２
３　組織運営等　----------　３
４　業務　----------　４

Ⅱ　街頭補導活動の実施状況

１　概況および特徴　----------　５
２　男女別補導状況　----------　５
３　学職別補導状況　----------　６
４　行為別補導状況　----------　６
５　場所別補導状況　----------　７
６　月別補導状況　----------　７
７　街頭補導少年の行為別からみた補導状況　----------　８
８　注意・指導状況　----------　１０

Ⅲ　青少年補導センター活動実績（令和7年度）

１　補導活動状況　----------　１１
（１）実施状況　----------　１１
（２）補導活動従事者の出動状況　----------　１１
２　社会環境浄化活動　----------　１２

Ⅳ　資料編

函館市青少年補導センター運営要綱　----------　１３
函館市青少年補導センター運営協議会要領　----------　１４
函館市青少年補導センター少年補導委員要領　----------　１５
関係機関・団体一覧　----------　１６
電話相談関係機関・団体一覧　----------　１７

Ⅰ　青少年補導センターの概要

１　設置までの経緯

終戦後，世相の混乱を反映して青少年の非行が多発し，その生活指導が急務となった。このため，昭和23年に「函館市小学校生活指導協議会」「函館市中学校教護連盟」が発足した。さらに，同年，青少年問題に取り組む必要から，民間主導による「函館市青少年善導連盟」が結成され，すでに設立され活動していた「高等学校教護連盟」とともに，四者が連携し，生活指導および補導活動の一層の強化を図ることになり，以後この体制で活動が継続された。

昭和24年４月には，青少年対策に取り組むための決議が国会で行われ，28年には「青少年問題協議会設置法」が公布，30年に「北海道青少年保護育成条例」が制定された。

この頃，非行少年のほかに，「いか釣り」をはじめとするいわゆる「家の手伝い」などにより学校を長期欠席する児童・生徒が増加し，非行等と結びつきやすい状況にあった。このため函館市教育委員会を中心とする「長欠対策委員会」が活動を起こし，33年にはこの組織が各小・中学校ごとの補導委員会およびこの連絡機関として「補導連絡協議会」を設置し，各校の補導活動が展開されていった。

また，同年２月には「中学校生活指導協議会」の働きかけにより，円滑な補導活動を行うため，「仮事務所」が共愛会館に設けられた。

翌34年２月「函館市ＰＴＡ協議会」と「函館市青少年善導連盟」が共同で函館児童相談所に育成補導員を配置して補導活動を開始するなど，行政，学校，民間がそれぞれの立場で互いに協調し合いながら青少年の非行防止，健全育成に取り組んでいった。

こうした中，同年４月には，青少年の健全育成を図るため「市青少年保護育成運動事務局」が発足し，町会単位の「青少年委員制度」が全市的にスタートした。

同年12月には「函館市青少年問題協議会条例」が制定され，青少年問題に関しては協議会を中心に機能していくことになった。

同時に，本市における補導活動の拠点として「函館市青少年センター（現在の函館市青少年補導センター）」が設置された。

これは札幌市（昭和33年），釧路市（昭和34年）に次ぐもので，当時の体制は市職員と育成補導員４名（うち元警察官３名）で，補導活動には小，中，高等学校教員も加わった。

また，週１回開催の少年相談には，家庭裁判所，児童相談所の職員があたったが，このような組織，機能は希にみる望ましい在り方として関係者から注目された。

その後，平成24年の機構改革により，教育委員会生涯学習部生涯学習課から子ども未来部次世代育成課（現在の子ども健やか育成課）に所管が移り，市職員の育成補導員と，小，中，高等学校教員との合同活動を中心に，各関係機関と連携を図りながら補導活動を実施している。

２　沿　革

昭和34年12月　函館市が関係機関と連携し，函館市立図書館第一分館に「函館市青少年センター」を開設し，育成補導員４名（警察官３名・函館市ＰＴＡ協議会補導主事１名）市内小学校，中学校，高等学校教員等の参加により街頭補導を開始，あわせて児童相談所，家庭裁判所の応援を得て相談業務を実施

昭和35年９月　函館市中島町135番地（旧函館児童相談所，現函館市中島児童館）に移転

昭和37年４月　学校カウンセラー（事務局：函館市教育委員会）を補導センターに所属させ活動

昭和38年６月　市育成補導員１名配置

昭和40年９月　函館市青少年センター諸規定を制定(運営要綱,運営協議会規定,少年補導委員要領，補導連絡会要領)

昭和43年３月　函館市青年センターの設置決定（昭和44年４月開設）に伴い「函館市青少年補導センター」と改称

昭和43年８月　中学校教員62名を少年補導委員として委嘱し，補導委員証交付

昭和43年11月　高等学校教員127名を少年補導委員として委嘱

昭和45年４月　広域化する青少年非行防止のため，渡島管内市町村の連携により「渡島地区青少年広域補導連絡協議会」を結成し，事務局を函館市青少年補導センター内に置く

昭和45年７月　小学校教員71名を少年補導委員として委嘱

昭和46年４月　市育成補導員を２名に増員

昭和46年８月　市の機構改革に伴い主管部課が，総務部青少年対策課補導係から市民部婦人青少年課補導係に移管

昭和47年４月　市育成補導員を４名に増員

昭和50年８月　主管部課が市民部婦人青少年課補導係から教育委員会社会教育部婦人青少年課補導係に移管

昭和54年４月　市育成補導員を５名に増員

平成元年４月　市の機構改革により補導係が青少年教育係に統合され，主査を配置

平成元年６月　相談業務の充実を図るため「親と子のテレフォン相談」を開設

平成２年８月　相談室の新設および婦人相談員の配置

平成８年４月　市の機構改革により社会教育部婦人青少年課青少年教育係から生涯学習部社会教育課青少年教育係に移管

平成13年４月　市の機構改革により生涯学習部社会教育課青少年教育係から生涯学習部生涯学習課青少年教育係に移管

平成19年４月　市の機構改革により担当主査が廃止となり，青少年教育担当主査が兼務

平成20年４月　市の機構改革により「親と子のテレフォン相談」の婦人相談員の廃止，育成補導員で対応

平成21年２月　「親と子のテレフォン相談」を廃止

平成21年４月　函館市青少年補導センターが函館市中島町30番８号から函館市東雲町４番13号函館市役所４階に移転

平成24年４月　市の機構改革に伴い，主管部課が教育委員会生涯学習部生涯学習

課から子ども未来部次世代育成課に移管し，函館市青少年補導センターが函館市東雲町４番13号から函館市五稜郭町23番１号函館市総合保健センター１階に移転

令和６年４月　市の機構改革に伴い，主管課が次世代育成課から子ども健やか育成課に名称変更

３　組織運営等

青少年補導センターは，市が設置者となり，青少年の非行防止に関係のある警察，学校などと連携し，補導活動および社会環境浄化，広報活動，関係行政機関との情報交換等の業務を行っている。

このため，関係機関，団体の代表を委員とする「函館市青少年補導センター運営協議会」により，センター運営の基本方針や運営に係わる重要な事項を協議するほか，関係機関・団体との連絡調整を行っている。

○　名　　称　　函館市青少年補導センター

○　設　置　者　　函　館　市

○　主　管　部　局　　函館市子ども未来部子ども健やか育成課

○　設　置　年　月　日　　昭和34年12月１日

○　所　在　地　　函館市五稜郭町23番１号　函館市総合保健センター１階

○　設　置　根　拠　　函館市青少年補導センター運営要綱

○　職　　員　　所長　　１名　（子ども健やか育成課長）

主査　　１名　（同課青少年担当主査）

担当　　１名　（同課青少年担当職員）

育成補導員　５名　（同課会計年度任用職員）

○　少年補導委員　　小・中・高等学校教員　１６５名（市長委嘱）
（令和８年（２０２６年）４月１日現在）

○　運営協議会委員　　函館市青少年補導センター運営協議会委員　１５名

４　業　務

青少年の非行を未然に防止し，その健全育成を図るため，関係機関，関係団体との連携のもとに街頭補導活動，社会環境浄化活動，情報発信等を行っている。

(1) 街頭補導活動

青少年の非行および問題行動を未然に防止し，早期に適切な指導を講ずるため，育成補導員および少年補導委員（小・中・高等学校の生徒指導担当教員に委嘱）により，商業施設，ゲームセンター，パチンコ店，カラオケボックス，駅，公園などの巡回補導を行っている。

ア　平常補導

主として，繁華街を中心に

①　函館駅前・松風町方面　②　湯川町方面　③　本町・五稜郭町方面

④　美原方面　⑤　昭和・石川町方面

の５方面に分けて巡視を行う。

イ　特別補導

長期休業や祭典，その他の行事等において，実情に即した特別巡視を行っている。

［学年末始休業，ゴールデンウィーク，夏季休業，冬季休業
神社の祭典，港まつり，花火大会，スケート場等］

(2) 社会環境浄化活動

有害図書，ＤＶＤ，ビデオソフト，玩具，携帯電話，スマートフォン等について，関係機関とともに販売状況等の監視活動を行うなどして，関係業者に販売・貸出し等の自粛を協力要請するとともに，有害図書等の発見に努めている。

(3) 広報活動

青少年の非行実態等を定期的に関係機関に周知するとともに，その未然防止を図るため，機関紙「はぐくみ」を年２回発行している。

Ⅱ　街頭補導活動の実施状況

１　概況および特徴

令和７年度の補導総数は１８人で，前年度に比べ６人（25.0%）減少している。内訳は，高校生の不健全性行為が１４人，有職少年の喫煙が１人，高校生の飲酒が３人であった。補導総数の減少は，補導件数が一番多いカラオケ店利用の高校生が昨年度より低迷していることが要因であると思われる。

また，小・中学生および高校生に対する注意・指導数については７３１人で，前年度に比べ１４４人（24.5%）増加している。注意・指導数の増加は，大型商業施設のゲームコーナーに立ち入る小・中学生の増加が大きいと思われる。

※▲：減少

表１　補導および注意・指導数　（単位：人）

区　分	補　導	注意・指導	計
５年度	２１	５１９	５４０
６年度	２４	５８７	６１１
７年度	１８	７３１	７４９
前年度比（%）	▲６(▲25.0)	１４４(24.5)	１３８(22.6)

２　男女別補導状況

男女別補導では，男子８人（構成比44.4%），女子１０人（構成比55.6%）であり，構成比については男子よりも女子の比率が高くなっている。

表２　男女別補導数　（単位：人）

区　分	補　導　数		
	男	女	計
５年度（構成比　%）	１１（52.3）	１０（47.7）	２１（100.0）
６年度（構成比　%）	１４（58.3）	１０（41.7）	２４（100.0）
７年度（構成比　%）	８（44.4）	１０（55.6）	１８（100.0）
前年度比（%）	▲６（▲42.9）	０（－）	▲６（▲25.5）

３　学識別補導状況

学職別補導では，高校生が１７人であり，全体の94.4%を占めている。中学生は前年度比１名（100%）の減少，高校生は前年度比６人（26.1%）の減少となっている。

表３　学職別補導状況　（単位：人）

区分	児童・生徒等					有職少年	無職少年	合計
	小学生	中学生	高校生	その他	計			
５年度 （構成比 %）	－ (－)	1 (4.8)	20 (95.2)	－ (－)	21 (100.0)	－ (－)	－ (－)	21 (100.0)
６年度 （構成比 %）	－ (－)	1 (4.2)	23 (95.8)	－ (－)	24 (100.0)	－ (－)	－ (－)	24 (100.0)
７年度 （構成比 %）	－ (－)	－ (－)	17 (94.4)	－ (－)	17 (94.4)	－ (－)	1 (5.6)	18 (100.0)
前年度比 （%）	－ (－)	▲１ (▲100)	▲6 (▲26.1)	－ (－)	▲7 ▲(29.2)	－ (－)	1 (－)	▲６ (▲25.0)

※　「児童・生徒等」の「その他」は，大学生および各種学校生

４　行為別補導状況

行為別補導では，喫煙が１人，飲酒が３人，不健全性行為が１４人となっており，平成２６年度以来１１年ぶりに，飲酒での補導を３人扱っている。

なお，その他の刑罰法令に触れる行為はなかった。

表４　行為別補導数　（単位：人）

区分		喫煙	飲酒	不健全性行為	その他	計
５年度	男	1	－	１０	－	１１
	女	－	－	１０	－	１０
	計 (構成比%)	1 (4.8)	－ (－)	２０ (95.2)	－ (－)	２１ (100.0)
６年度	男	4	－	１０	－	１４
	女	－	－	１０	－	１０
	計 (構成比%)	4 (16.7)	－ (－)	２０ (83.3)	－ (－)	２４ (100.0)
７年度	男	1	－	7	－	8
	女	－	3	7	－	１０
	計 (構成比%)	1 (5.5)	3 (16.7)	１４ (77.8)	－ (－)	１８ (100.0)
前年度比 （%）		▲３ (▲75.0)	3 (－)	▲６ (▲30.0)	－ (－)	▲６ (▲25.0)

５　場所別補導状況

場所別補導では，カラオケボックスでの補導（不健全性行為，飲酒）が１７人で94.4%を占めた。

表５　場所別補導数および構成比　（単位：人）

区　　分	カラオケボックス	ゲーム場	路上・駐車場	公園・祭典会場	計
５年度 （構成比 %）	２０ (95.2)	－ (－)	－ (－)	１ (4.8)	２１ (100.0)
６年度 （構成比 %）	２２ (91.7)	－ (－)	２ (8.3)	－ (－)	２４ (100.0)
７年度 （構成比 %）	１７ (94.4)	－ (－)	－ (－)	１ (5.6)	１８ (100.0)
前年度比 （%）	▲５ (▲22.7)	－ (－)	▲２ (▲100)	１ (－)	▲６ (▲25.0)

６　月別補導状況

月別補導では，例年，長期休業・学年末休業期間中に多くなる傾向があり，令和７年度についても同様となっている。

表６　月別補導数　（単位：人）

区　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
５年度	－	－	2	1	4	－	4	2	2	2	2	2	21
６年度	2	－	2	4	2	－	－	2	2	4	4	2	24
７年度	－	－	－	2	－	1	－	5	－	4	2	4	18
前年度比	▲2	－	▲2	▲2	▲2	1	－	3	▲2	－	▲2	2	▲6

7　街頭補導少年の行為別からみた補導状況

表７－１　学識別　（単位：人）

区　分	児童・生徒等					有職者	無職者	合計
	小学生	中学生	高校生	その他	計			
不健全性行為	－	－	14	－	14	－	－	14
喫煙	－	－	－	－	－	1	－	1
飲酒	－	－	3	－	3	－	－	3

学識別では，不健全性行為・飲酒については高校生のみに見られ，喫煙については有職少年において見られた。

表７－２　年齢・男女別　（単位：人）

区　分	14歳未満		１４歳		１５歳		１６歳		１７歳		１８歳		１９歳		合　計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
不健全性行為	－	－	－	－	－	1	3	1	2	4	2	1	－	－	7	7
	－		－		1		4		6		3		－		14	
喫煙	－	－	－	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	1	－
	－		－		－		－		－		－		－		1	
飲酒	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	3
	－		－		－		－		－		3		－		3	

年齢・男女別では，不健全性行為については１６歳から１８歳の男女ともに見られたが，喫煙については１７歳の男子のみに，飲酒については１８歳の女子のみに見られた。

表７－３　場所別　（単位：人）

区　　分	ｶﾗｵｹﾎﾞｯｸｽ	ゲーム場	路上・駐車場	公園・祭典会場	合　計
不健全性行為	14	－	－	－	14
喫煙	－	－	－	1	1
飲酒	3	－	－	－	3

場所別では，不健全性行為と飲酒については，すべてカラオケボックスでの補導であり，喫煙については，公園での補導であった。

表７－４　月別　（単位：人）

区　分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
不健全性行為		－	－	2	－	－	－	2	－	4	2	4	14
喫煙	－	－	－	－	－	1	－	－	－	－	－	－	1
飲酒	－	－	－	－	－	－	－	3	－	－	－	－	3

月別では，寒い時期に多く見られた。

表７－５　居住地別　（単位：人）

区　　分	函館市			その他			合　計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
不健全性行為	7	5	－	－	2	－	7	7	14
喫煙	1	－	－	－	－	－	1	－	1
飲酒	－	3	－	－	－	－	－	3	3

居住地別では，多くは函館市の居住者であるが，その他の市町村の居住者も２人（11.1%）見られた。

８　注意・指導状況

注意・指導では，保護者の同伴がないままゲーム場に立ち入る小・中学生が４２４人おり，前年度に比べ９７人（29.7%）増加している。

表８　注意・指導数　（単位：人）

			自転車危険行為	ｶﾗｵｹ店入場	喫煙･飲酒同席	ｹﾞｰﾑ場入場	その他	計
5年度	児童・生徒等	小学生	－	5	－	80	2	87
		中学生	3	181	－	145	2	331
		高校生	－	99	－	－	－	99
		その他	－	－	－	－	－	－
		計	3	285	－	225	4	517
	有職少年		－	1	－	－	－	－
	無職少年		－	－	－	－	2	2
	合計		3	285	－	225	6	519
6年度	児童・生徒等	小学生	－	2	－	131	2	135
		中学生	－	140	－	194	7	341
		高校生	－	104	－	2	－	106
		その他	－	5	－	－	－	5
		計	－	251	－	327	9	587
	有職少年		－	－	－	－	－	－
	無職少年		－	－	－	－	－	－
	合計		－	251	－	327	9	587
7年度	児童・生徒等	小学生	2		－	197	5	204
		中学生	－	160	－	227	27	414
		高校生	2	89	－		15	106
		その他	－	7	－		－	7
		計	4	256	－	424	47	731
	有職少年		－	－	－	－	－	－
	無職少年		－	－	－	－	－	－
	合計		4	256	－	424	47	731
前年度比（%）			4 (－)	5 (2.0)	－	97 (29.7)	38 (422.2)	144 (24.5)

※　「児童・生徒等」の「その他」は大学生および各種学校生

※　高校生および「その他」の学生による「カラオケ店入場」は，すべて補導に至らない身体接近行為による注意・指導

Ⅲ　青少年補導センター活動実績（令和7年度）

1　補導活動状況

(1) 実施状況

補導区分			実施期間	実施場所	補導員区分	
					育成補導員	少年補導委員
平常補導			特別補導を除く期間	駅前，松風町方面 湯川町方面 本町，五稜郭町方面 美原方面 昭和，石川町方面	○	○ 4/21～3/24
特別補導	学年末・始休業		3/25～3/31 4/1～4/6	平常補導と同じ	○	－
	ゴールデンウィーク		4/26～4/27	函館公園・駅前方面 五稜郭公園方面 本町・五稜郭町方面 美原方面 昭和・石川町方面		
	中体連陸上競技大会		補導活動実施なし　(※)			
	夏季休業		7/26～8/24	平常補導と同じ	○	
	冬季休業		12/26～1/14	平常補導と同じ		
	祭典	函館港花火大会	7/20	駅前地区	○	○
		函館港まつり	8/1～8/3	駅前地区		
		湯の川温泉花火大会	8/23	湯の川温泉街		
		亀田八幡宮例大祭	9/14～9/16	亀田八幡宮周辺		

※　一般生徒による応援がないことから，育成補導員による補導活動については実施していない。

(2) 補導活動従事者の出動状況

（単位：日，人）

区分	平常補導				特別補導				計			
	昼間		夜間		昼間		夜間		昼間		夜間	
	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員	日数	人員
育成補導員（5）	216	901	216	906	47	206	51	217	263	1107	267	1123
少年補導委員（171）	139	246	25	24	－	－	8	76	139	246	33	100
計（176）	355	1147	241	930	47	206	59	293	402	1353	300	1223

2　社会環境浄化活動

（調査年月日　　令和７年11月14日）

区分	調査項目／調査対象		条例規制の認識	有害書図類の設置	図書類が有害図書類の場合		有害図書類に準ずる図書類等の販売自粛に努めているか	協力要請		
					規制で定める方法による区分陳列	青少年による購入を禁止する旨の表示		規制で定める方法による区分陳列をすること	青少年による購入を禁止する旨の表示をすること	有害図書類に準ずる図書類を販売しないようにすること
図書	コンビニエンスストア７店 書　店２店	有	8	2	2	2	6	－	－	－
		無	0	6			2			2
ﾋﾞﾃﾞｵ・DVD	レンタル店３店	有	2	2	2	2	2	－	－	－
		無	0	0	0	0	0	0	0	0

区分	調査項目／調査対象	条例・規制の認識		営業形態				青少年立入制限掲示の有無		協力要請		
		有	無	ｶﾗｵｹﾎﾞｯｸｽ	ﾈｯﾄｶﾌｪ	ﾏﾝｶﾞ喫茶	複合ｶﾌｪ	有	無	ﾌｨﾙﾀﾘﾝｸﾞ	年齢確認	青少年入場時の施設内の巡回
カラオケボックス等	カラオケボックス２店	3	－	3				3	－		－	－
	ネットカフェ等１店	1	－		－	－	1	1	－	－	－	－

区分	調査項目／調査対象	条例・規制の認識		違反状況		協力要請		
		有	無	有	無	契約者および使用者の年齢確認	フィルタリングの説明	フィルタリングの未利用または有効化措置不要時の書面の受領
その他	携帯電話販売業者５店	4	―	―	4	―	―	―

函館市青少年補導センター運営要綱

（目　的）

第１条　少年補導の関係機関および団体が互いに連絡協調し，合同活動として有効適切な少年の非行防止活動を推進することを目的とする。

（設　置）

第２条　市は，前条の目的を達成するために函館市青少年補導センター（以下「センター」という。）を函館市五稜郭町２３番１号（総合保健センター１階）に置く。

（業　務）

第３条　センターは，次の業務を行う。

- 関係機関および団体との連絡調整
- 早期発見，早期補導活動
- 情報，資料の整備
- その他少年の非行防止に必要な業務

（運営協議会）

第４条　センターの円滑な運営および業務の効率化を図るため，業務推進の計画立案に関する協議機関として運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

２　協議会は，関係機関および市の職員，関係団体の代表者をもって組織する。

（少年補導委員）

第５条　センターの補導活動を行うため，少年補導委員を置く。

２　少年補導委員は，小学校，中学校および高等学校長の推薦により，函館市長が委嘱する。

３　少年補導委員の業務は，別に定める要領によるものとする。

（職　員）

第６条　センターの所長および職員は，市の職員をもってあてセンターの庶務を行う。

（委　任）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は，運営協議会が定める。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

函館市青少年補導センター運営協議会要領

（目　的）

第１条　函館市青少年補導センター運営要綱（ 以下「要綱」という。）第４条による運営協議会（ 以下「協議会」という。）については，この要領の定めるところによる。

（協議事項）

第２条　協議会は，要綱第３条のほかに次の事項を協議する。

- センターの運営および基本方針並びに総合的施策の樹立に関すること。
- 街頭補導の業務推進に関すること。
- 早期補導の措置に関すること。
- 指導事例の内容検討に関すること。
- 専門機関相互の連絡調整に関すること。
- その他協議会が必要と認めたもの。

（構　成）

第３条　要綱第４条第２項の委員の構成は，次の各号に掲げるものとする。

- 関係機関および市の職員　　１３人以内
- 関係団体の代表　　７人以内

（委員の任期）

第４条　委員の任期は２年以内とする。ただし，補欠の任期は前任者の残任期間とする。

（会　議）

第５条　協議会の会議は定例会と臨時会とし，定例会は年１回， 臨時会は必要に応じて函館市子ども未来部長が招集し，議長を務める。

議長が欠けたときまたは議長に事故があるときは，子ども未来部次長が，その職務を代理する。

（委　任）

第６条　この規定に定めるもののほか必要な事項は，議長が会議に諮り定める。

附　則

この要領は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要領は，平成２９年４月１日から施行する。

函館市青少年補導センター少年補導委員要領

（目　的）

第１条　函館市青少年補導センター運営要綱第５条による少年補導委員（以下「補導委員」という。）については，この要領の定めるところによる。

（任　務）

第２条　補導委員は，業務計画に基づいて早期発見，早期補導等の活動に従事する。

（任　期）

第３条　補導委員の任期は１年とする。ただし，任期途中で変更あった委員の任期は，前任者の残任期間とする。

（身分を示す証票）

第４条　補導委員は，第２条の任務に従事するときは，函館市の発行する身分を示す証票を携帯し，必要があるときはこれを提示しなければならない。

（委　任）

第５条　この要領に定めるもののほか必要な事項は，運営協議会が定める。

附　則

この要領は，平成２４年４月１日から施行する。

関 係 機 関・団 体 一 覧

名　　称	住　　所	電　　話
函館家庭裁判所	函館市上新川町１番８号	３８－２３５０
函館保護観察所	函館市新川町２５番１８号	２６－０４３１
函館少年鑑別支所	函館市金堀町６番１５号	５１－５６５２
函館児童相談所	函館市中島町３７番８号	５４－４１５２
北海道警察函館方面本部	函館市五稜郭町１６番１号	３１－０１１０
函館中央警察署	函館市五稜郭町１５番５号	５４－０１１０
函館西警察署	函館市海岸町１１番２７号	４２－０１１０
函館市小学校 生活指導研究協議会	函館市尾札部町１６０９番地１ （南茅部小学校内）	６３－２５６１
函館市中学校 生徒指導研究協議会	函館市深堀町２８番１号 （深堀中学校内）	５２－２６８２
函館地区高等学校 教護連盟	函館市元町７番１７号 （函館西高等学校内）	２３－８４１５
函館地区保護司会	函館市堀川町１３番１３号	８３－２０２１
函館市民生児童委員 連合会	函館市若松町３３番６号	２６－８３０６
函館市ＰＴＡ連合会	函館市東山２丁目３番１号 （東山小学校内）	５５－６１１０
南北海道教育センター	函館市湯川町３丁目３８番３８号	５７－８２５１

電 話 相 談 関 係 機 関 ・ 団 体 一 覧

名　　称	受　　付		電話番号	相 談 内 容
	曜日	時　　間		
函館市子ども未来部 子ども見守り・相談課 ［子ども家庭センター 子どもなんでも相談110番］	月 火～金	8:45~19:00 8:45~17:30	・関係機関用 32-1537 ・保護者・子ども用 32-3192 ・子ども専用電話 （ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ） 0800-800-0879	子育て，障がい，病気，家庭内の問題，保育園，幼稚園，学校での問題，虐待など
函館市子ども未来部 子育て支援課 （ひとり親家庭サポート・ステーション）	月～金	8:45~17:30	・市役所 21-3193 ・亀田支所 86-7100	ひとり親家庭相談
（女性相談室）			・市役所 21-3010 ・亀田支所 86-7100	女性相談，DVの相談， 性暴力被害者相談
北海道教育庁 渡島教育局 教育相談電話	月～金	8:45~17:30	47-9177	いじめ，不登校など学校教育に係る内容
函館児童相談所	月～金	8:45~17:30	54-4152	養護，心身の障がい，非行，不登校，しつけ，虐待など
南北海道教育センター	月～金	8:45~17:30	57-8251	子どもの知能，発達，学習，性格，生活，進路など
函館市女性センター （家庭生活に関する相談）	月・金 水 木	10:00~15:00 10:00~12:00 18:30~20:30	84-8142	親子関係，教育問題など
北海道警察函館方面 本部警察相談センター	24時間受付		・51-9110 ・＃9110	少年犯罪，家庭内暴力，交通関係など
函館少年鑑別支所 法務少年支援センター はこだて	月～金	9:00~11:30 13:00~16:30	30-7877	青少年の問題行動，非行に係る相談（青年も対応可）
函館市市民部 市民特別相談	第1・3 火	9:30~11:30 （予約制）	21-3136	親子関係のもめごと，学校でのいじめ問題や家庭内暴力など
函館地方法務局 こども人権１１０番	月～金	8:30~17:15	0120- 007-110	いじめ，誹謗中傷，DV等子どもの人権問題全般
チャイルドライン	16:00~21:00 （12/29～1/3は除く）		0120- 99-7777	18歳以下の子どもを対象とした，全ての悩み相談
はこだて若者 サポートステーション	月～金	10:00~17:00	86-5450	働くことについての相談，就労支援など
法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル	月～金 土	9:00~21:00 9:00~17:00	0120- 079714	性被害，DVなど

令和８年度（２０２６年度）

函館市青少年補導センター業務概要

令和８年（2026年）７月発行

発　行　〒040-0001
函館市五稜郭町23番1号
函館市子ども未来部子ども健やか育成課
℡：0138-32-1527

編　集　函館市子ども未来部子ども健やか育成課
函館市青少年補導センター
℡：0138-32-1519